

私はお勧めしています。
また、豊かな老後をとお考えの会社員の方も同じです。
少しずつでも、早く始めると財形は効果を発揮しますよ。

★年金トピックス～年金基礎知識～その3～

知って損はない年金の基礎知識を少しずつお話してゆきます。
今回は、年金の受取開始月と終了月のお話です。
被保険者期間は、被保険者となった月から被保険者資格を喪失した月の前月までですが、
年金の受取と終了の場合は違いますので、要注意。

○受取開始月は年金をもらう事由(理由)が発生した月の翌月
○終了月は年金をもらう事由が消滅した当月
そして、その支給は、2, 4, 6, 8, 10, 12月に、その前々月と前月分を2か月分ずつまとめて支払われます。

そこで、以下のようなケースが発生します。
なんらかの年金を受け取っている人が亡くなられた場合、年金はその人の死亡月まで支払われます。でも、もうお亡くなりになっていて、その年金を受け取る人がいない場合があります。
これを未支給の年金といいます。
未支給の年金は死亡した人と生計を同じくしていた一定の遺族が自分の名前で請求することが出来ます。
請求手続きは社会保険事務所です。
市町村窓口への諸手続きと同時に、未支給の手続きもお忘れなく。

~~~~~編集後記~~~~~

2月10日のメルマガで、年金説明会の告知をさせていただけると存じます。  
是非、ご参加ください！  
それでは、2月10日にまたお目にかかりましょう！  
~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメルマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
